

2024年7月1日

トナミ運輸株式会社
代表取締役社長 高田和夫

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

当社は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者としての取り組みを推進してまいります。

【労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針】

- 発注者として採るべき行動／求められる行動
 - ① 本社（経営トップ）の関与
 - ② 発注者側からの定期的な協議の実施
 - ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
 - ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
 - ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
 - ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること
- 受注者として採るべき行動／求められる行動
 - ① 相談窓口の活用
 - ② 根拠とする資料
 - ③ 値上げ要請のタイミング
 - ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示
- 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動
 - ① 定期的なコミュニケーション
 - ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

以上